

大 田 市 文 化 協 会 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は大田市文化協会と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を大田市大田町大田イ 1 2 8 におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は大田市における各種の文化活動の振興発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各種の文化事業を実施すること。
2. 市内の各種文化団体の育成及び連絡調整に関すること。
3. 大田市文化祭を開催すること。
4. その他本協会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本協会は第3条の目的に賛同する大田市民(及び個人)をもって正会員とし、賛同する法人等をもって賛助会員とする。

(会 費)

第6条 会員は次に掲げる会費の納入をもって会員とする。

正会員	年額	1, 5 0 0 円
賛助会員 一口	年額	5, 0 0 0 円

第4章 支 部

(支 部)

第7条 本協会のもとに原則として、各行政地区単位に支部をおく。

第5章 役員

(役員)

第8条 本協会に次の役員をおく。

- 会長 1名、副会長 2名、理事 若干名、代議員 若干名、監事 2名、支部長
- 2. 代議員は支部長及び文化団体代表者とする。
- 3. 会長、副会長及び監事は代議員会において選出する。
- 4. 理事は地区別及び文化団体別に代議員会において選出する。
- 5. 支部長は各行政地区において選出する。

(役員の職務)

第9条 会長は本協会を代表し、会務を総理する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事は理事会を構成し、代議員会の議決に基づく本協会の事業を執行する。
- 4. 監事は本協会の会計を監査し、代議員会に報告する。
- 5. 支部長は各支部内の会員の連絡を図り、本協会の活動の推進にあたる。

(役員の任期)

第10条 本協会の役員の任期はすべて3年とし、再任を妨げない。

- 2. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第11条 本協会に名誉会長をおくことができる。

- 2. 名誉会長は代議員会の議決によって、本協会の名によって推挙する。

(顧問・参与)

第12条 本協会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2. 顧問及び参与は理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第6章 会議

(会議)

第13条 本協会の会議は代議員会及び理事会とする。

- 2. 代議員会は総会に代わる本協会の議決機関として、年1回以上定期または臨時に会長が招集して開催し、議長は会長があたる。
- 3. 代議員会は代議員の過半数(委任状によるものを含む)で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
- 4. 代議員会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業報告と収支決算
 - (2) 事業計画と予算
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 会長・副会長・理事及び監事の選出
 - (5) その他重要事項

5. 理事会は必要に応じて会長が招集してその議長となり、会務の執行に関する事項を協議する。

第7章 会 計

(会 計)

第14条 本協会の会計は会費、補助金、寄付金及び事業収益をもって支弁する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第8章 支部、部門助成費

第16条 本協会に所属する各支部、各部門団体には、下記の助成をする。
3人以上の支部、部門団体に300円×人数分。

第9章 慶弔規定

第17条 役員の身上に次の事項が発生したとき、慶弔見舞いの意を表し、下記金額を贈る。

1. 役員が死亡したとき 5,000円
2. 役員が不慮の災厄に遭い、特に救済の必要を認めた場合は、災害見舞いを会長の決裁において贈ることができる。
3. その他、必要な事項は会長の決裁に一任する。

(補 足)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

附 則 この規約は、昭和50年2月2日から実施する。
この規約は、昭和62年7月1日から実施する。(一部改正)
この規約は、平成18年9月1日から実施する。(一部改正)
この規約は、平成20年5月27日から実施する。(一部改正)
この規約は、平成30年5月23日から実施する。(一部改正)
この規約は、令和6年5月29日から実施する。(一部改正)